

令和4年度 保安林台帳管理システム構築業務委託
に係る公募型プロポーザル募集要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度 保安林台帳管理システム構築業務委託

(2) 業務の目的

令和4年度 保安林台帳管理システム構築業務委託仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）のとおりに

(3) 業務内容

保安林台帳管理システムの構築業務 一式

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ・保安林台帳管理システムの提案
別添保安林台帳管理システム構築業務委託の概要のとおりに

(6) 業務の実施場所

長野県内一円

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和6年3月8日（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(8) 費用の上限額

55,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 国又は都道府県の保安林台帳管理システム又は森林情報管理システムの構築又は改修業務を履行した実績を有する者であること。
（平成19年4月1日から公告日の前日までに業務を完了した者に限る。）

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出

するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

① 同種又は類似の業務の実績

② 当該業務の実施体制

③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	
長野県森林づくり推進課保安林係	
電 話	026-235-7275
F A X	026-234-0330
電子メール	shinrin@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年7月19日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送、F A X、又は電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに森林づくり推進課に到達したもの、電子メール又はF A Xによる場合は、提出期限までに提出先の電子メールアドレス又はF A X番号で受信できたものに限り、郵送、F A X又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由を企画提案書の提出期限（(6) ⑤ ①）の3日前までに、書面により森林づくり推進課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和4年7月6日 10時～
- (2) 開催場所 WEB開催（使用ソフト：Microsoft Teams）
- (3) 申込み方法 説明会参加申込書（別紙1）を提出してください。
- (4) 提出先 3(4)に同じ。（FAX、電子メールも同様）
令和4年7月4日午前10時までに、森林づくり推進課に到達したものに限りま
- (5) 提出方法 3(5)③に同じ
- (6) 接続方法等 説明会参加申込者あて、通知します。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又は電子メール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 森林づくり推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年7月29日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又は電子メール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又は電子メール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和4年8月2日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
 - ② 提出先 3(4)に同じ。（FAX、電子メールも同様）
 - ③ 提出部数 持参、郵送の場合は5部、その他の場合は1部

④ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに森林づくり推進課に到達したもの、電子メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先の電子メールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限ります。郵送、FAX又は電子メールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

⑤ 留意事項

ア 電子メール及びFAXで提出される場合、用紙サイズはA4としてください。

イ FAXで提出される場合は、白黒印刷となります。

ウ 電子メールで提出される場合は、ファイル形式をPDF形式としてください。

エ 電子メールで提出される場合は、1ファイルかつ5MB以下としてください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

企画提案書の評価の配点及び評価基準			
評価項目	評価事項	配点	評価の視点
システム開発等に係る費用 (24点)	システム導入に係る初期費用	16	・システム構築に係る費用に応じて評価。
		4	・10地振+本庁において、システム稼働に必要なPC・サーバの導入等に係る費用に応じて評価。
	システムの維持・管理に係る費用	4	・システム稼働後、1年間の保守業務に係る費用。
企画提案の内容 (60点)	企画提案の的確性	8	・求めているシステム(仕様書)に対し具体的な内容かつ確かな提案となっているか。
		8	・システムの導入により、保安林管理の労力軽減につながるか。 ・長野県の抱える課題などを考慮しているか。 ・県職員が利用することを考慮しているか。
	システムの操作関係	12	・シンプルな画面構成、最低限のボタンなどで直観的に分かりやすい。 ・地番等からの検索が可能である。
		12	・伐採・作業許可の入力、分合筆や土地所有者の更新及び履歴の確認が容易か。
		8	・10地振+本庁の職員がシステムの閲覧・操作が可能か。
関連システムとの連携及び活用方法	12	・森林GISとの連携を考慮しているか。 ・データの出力により保安林業務や他の業務に活用できるか。	
技術者の技術力及び意欲等 (8点)	過去の実績や企画提案書、プレゼンテーションにより技術力や意欲を判断する	8	・過去実績に同様の台帳システム構築業務を実施したことがあり、その経験が活かせるか。 ・企画提案や質問の回答から、当該事業を実施するのに必要な知識・技術力や意欲があるか
企画提案の整合性 (8点)	採点にすべき優れた企画提案に加点	8	・企画提案に対し、特筆すべき点があれば0~8点の範囲内で加点する。
評定の合計結果(100点)		100	

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時

日程：令和4年8月4日

詳細：参加申込者あて、令和4年7月26日までに通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により森林づくり推進課長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により森林づくり推進課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、森林づくり推進課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者【並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者】は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、電子メール又はFAXによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により森

林づくり推進課長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、森林づくり推進課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県森林づくり推進課保安林係
電 話	026-235-7275
F A X	026-234-0330
電子メール	shinrin@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書（案）は現時点での予定であり、今後提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度協議させていただきます。